

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	55	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	35の2	不利益処分の種類	保安機関に対する基準適合命令	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (適合命令) <u>第35条の2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が第三十一条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定